

令和5年度 三股町立梶山小学校 学校運営協議会 計画

令和5年7月12日(月)

梶山小 CS 委員長 中村 勇

梶山小校長 泊 俊一郎

1 学校運営協議会導入の背景

- 学校・家庭・地域が連携・協働をして「地域総がかり」で子どもの教育に取り組む
- 「社会に開かれた教育課程」の実施による、「地域とともにある学校」づくりの推進
- コミュニティ・スクール(学校運営協議会を置く学校)導入の法制化(努力義務化)

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

- 設置のねらい

- ・ 学校・家庭・地域で教育目標を共有し、「地域とともにある学校」へ転換を図る。

- 法的根拠…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- ・ 「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。」
 - ・ 学校運営協議会の3つの機能

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 2 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

3 学校運営協議会（コミュニティスクール）の体制

- これまでの地域による学校への「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」が大事になってくる。
- 「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互に対等なパートナーとして「連携・協働」して、地域づくりをしていくことが目標になってきます。
- 人が替わっても、地域と学校が「熟議」と「協働」を経て、「地域の学校」づくりに励むという学校文化を維持していくことが最終段階です。

4 推進のキーワード

- 「熟議」…地域や子どもの課題を明らかにし、「どのような子どもを育てたいか」(目標・ビジョン)を共有するために話し合うこと。
- 「協働」…「熟議」で共有した、共通の目標に向けて地域が学校運営に主体的に「参画」し、学校と「協働」して活動すること。